

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：保健福祉部福祉局地域福祉課  
(電話011-231-4111 (内線25-611) )

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
1	戦傷病者特別援護法	第4条第1項	戦傷病者手帳の交付	設定	未設定	
2	戦傷病者特別援護法	第4条第2項	戦傷病者手帳の交付(目症該当者)	設定	未設定	
3	戦傷病者特別援護法	第17条第1項	療養費の支給	設定	未設定	
4	戦傷病者特別援護法	第18条第1項	療養手当の支給	設定	未設定	
5	戦傷病者特別援護法	第19条第1項	葬祭費の支給	設定	未設定	
6	戦傷病者特別援護法	第19条第2項	葬祭費相当額の支給	設定	未設定	
7	戦傷病者特別援護法	第20条第1項	更生医療の給付	設定	未設定	
8	戦傷病者特別援護法	第20条第4項	更生医療に要する費用の支給	設定	未設定	
9	戦傷病者特別援護法	第21条第1項	補装具の支給及び修理	設定	未設定	
10	戦傷病者特別援護法	第21条第4項	補装具購入又は修理に要する費用の支給	設定	未設定	
11	戦傷病者特別援護法施行令	第6条	戦傷病者手帳の再交付	設定	未設定	
12	戦傷病者特別援護法	附則第11項	旧法規定による療養費等の受給権者に対する療養費等の支給	設定	未設定	
13	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	第4条	特別弔慰金を受ける権利の裁定	設定	未設定	
14	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法	第4条	特別給付金を受ける権利の裁定	設定	未設定	
15	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法	第3条第7項	特別給付金を受ける権利の裁定	設定	未設定	
16	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法	第3条第2項	特別給付金を受ける権利の裁定	設定	未設定	
17	未帰還者に関する特別措置法	第3条	弔慰料の支給	設定	未設定	
18	未帰還者留守家族等援護法	第5条	留守家族手当の支給	設定	未設定	
19	未帰還者留守家族等援護法	第16条第1項	葬祭料の支給	設定	未設定	
20	未帰還者留守家族等援護法	第17条第1項	遺骨引取経費の支給	設定	未設定	
21	未帰還者留守家族等援護法	第26条	障害一時金の支給	設定	未設定	
22	引揚者給付金等支給法	第3条	引揚者給付金等を受ける権利の認定	設定	未設定	

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
23	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律	第3条第2項	特別交付金を受ける権利の認定	設定	1月	
24	社会福祉法	第31条第1項	社会福祉法人の定款の認可	設定	24日	
25	社会福祉法	第45条の36第2項	社会福祉法人の定款変更の認可	設定	20日	
26	社会福祉法	第46条第2項	社会福祉法人の解散の認可又は認定	設定	未設定	
27	社会福祉法	第50条第3項 第54条の6第2項	社会福祉法人の合併の認可	設定	未設定	
28	社会福祉法	第55条の2第1項	社会福祉充実計画の承認	設定	未設定	
29	社会福祉法	第55条の3第1項	社会福祉充実計画の変更の承認	設定	未設定	
30	社会福祉法	第55条の4	社会福祉充実計画の終了の承認	設定	未設定	
31	社会福祉法	第62条第2項	社会事業授産施設の設置許可	設定	未設定	
32	社会福祉法	第63条第2項	社会事業授産施設の変更許可	設定	未設定	
33	生活保護法	第24条第3項	保護の開始の申請に対する処分	設定	14日	
34	生活保護法	第24条第9項	保護の変更の申請に対する処分	設定	14日	
35	生活保護法	第41条第3項	保護施設の認可の申請に対する処分	設定	未設定	
36	生活保護法	第41条第5項	保護施設の名称等の変更の申請に対する処分	設定	未設定	
37	生活保護法	第42条	保護施設の休止又は廃止の時期の許可	未設定 ロ	未設定	
38	生活保護法	第49条	指定医療機関の指定	設定	未設定	
39	生活保護法	第54条の2第1項	指定介護機関の指定	設定	未設定	
40	生活保護法	第55条第1項	助産機関及び施術機関の指定の申請	設定	未設定	
41	生活保護法	第55条の4第1項	就労自立給付金の支給	設定	14日	
42	生活保護法	第55条の5第1項	進学準備給付金の支給	設定	14日	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

- 標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない
- 備考～申請先（経由機関）が処分担当課と異なる場合は申請先（経由機関）を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。